平成２５年（フ）第８３６８号
岡山県浅口市金光町大谷160
破産者　高尾　雅巳
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３７６号
東京都世田谷区等々力５丁目４―19
破産者　佐藤　輝男
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目９番２号
破産者　一般社団法人日本ＳＨＯＷＢＯＬ協会
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０７号
東京都三鷹市北野１丁目２番27号
破産者　有限会社アートメディカル
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１９号
東京都江戸川区本一色２丁目４番20号
破産者　有限会社小泉商店
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５６号
東京都東大和市新堀３丁目10―１―102、開始決定時の住所東京都羽村市栄町２丁目14―７
破産者　岡島　則昭
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５７号
東京都東大和市新堀３丁目10―１―102、開始決定時の住所東京都羽村市栄町２丁目14―７
破産者　岡島　和子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目21―１―206
破産者　岡本　峰幸
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２５号
埼玉県川越市吉田新町３丁目18―３―201
破産者　須藤　幸広
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４０号
千葉県千葉市花見川区柏井４丁目50―５　ソレイユ鷹の台Ｄ棟301号
破産者　弓削　一夫
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４８号
東京都練馬区下石神井５丁目６―42―303
破産者　野口　安奈（旧姓片野）
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７４号
東京都品川区西五反田３丁目９―15―201
破産者　修繕屋はちいちこと　田代　春生
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１０号
東京都西東京市保谷町１丁目12―17―301
破産者　桑名　宏子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２３号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢361―１―401
破産者　川原　　誠
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３６号
東京都豊島区南池袋１丁目８―６
破産者　田中紀久子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１４号
東京都台東区浅草４―26―５―202、開始決定時の住所東京都江東区南砂２丁目３―１―239
破産者　関口　光子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４２３号
東京都渋谷区笹塚３丁目61―11―102
破産者　木村　竜一
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６９号
東京都八王子市諏訪町49―１　バリュージュ諏訪Ａ棟102号
破産者　耒住野昌夫
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７０号
東京都八王子市諏訪町49―１　バリュージュ諏訪Ａ棟102号
破産者　耒住野ゑみ子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１号
山梨県韮崎市藤井町北下條410番地の６
破産者　有限会社新府
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
北海道北見市高栄西町７丁目２番７号
破産者　有限会社又城商店
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係